

議案第25号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町職員の旅費に関する
条例の一部改正について

寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町職員の旅費に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、所要の措置を講ずるため
提案する。

寒川町条例第 号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町職員の旅費に関する
条例の一部を改正する条例

(寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例（昭和38年寒川町条例第3号）の一部
を次のように改正する。

別表第2中「宿泊料」を「宿泊費」に、「食事料」を「宿泊手当」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

外国旅行の旅費

1 鉄道賃、宿泊費及び宿泊手当

鉄道賃	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当（1夜につき）
最上級運賃	19,000円	6,400円

2 死亡手当

死亡手当	580,000円
------	----------

(寒川町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町職員の旅費に関する条例（昭和38年寒川町条例第7号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条第1項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「職員については」を「場合又は任命権者、その委任を受けた者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権

者」という。)が認める場合には、」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

- (5) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第4項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前3項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改める。

第5条の見出しを「（旅費の種目）」に改め、同条第1項中「普通旅費の種類」を「旅費の種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食事料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「路程に応じ」を削り、同条第6項から第8項までを次のように改める。

- 6 宿泊費は、第12条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第13条に規定する合計額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第5条に次の2項を加える。

9 渡航雑費は、外国旅行に伴う雑費について、実費額により支給する。

10 死亡手当は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、定額により支給する。

第5条の2を削る。

第6条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第14条まで及び第17条から第23条までに規定する種目及び内容に基づき」を加える。

第7条及び第8条を削る。

第9条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の請求書又は書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）をもって提出することができる。

第9条を第7条とする。

第2章中第10条の前に次の2条を加える。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第10条から第14条までを次のように改める。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第1に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第1に定める額とする。

第15条から第19条までを削る。

第20条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第4号」に改め、同条を第15条とする。

第3章中第21条の前に次の5条を加える。

（外国旅行の旅費）

第16条 外国旅行について支給する旅費（当該外国旅行中本邦を通過する場合にお

ける本邦内の旅行について支給する旅費は除く。)については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第17条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、第8条第1項各号に掲げる費用（同項第2号から第6号までに掲げる費用は、同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 2 第8条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第18条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、第9条第1項各号に掲げる費用（同項第2号から第5号までに掲げる費用は、同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 2 第9条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合にあっては、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第19条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、第10条第1項各号に掲げる費用（同項第2号及び同項第3号に掲げる費用は、同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 2 第10条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最上級（7級以下の職務にある者が移動する場合にあ

っては、最上級の直近下位の級）の運賃額とする。

（その他の交通費）

第20条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、第11条各号に掲げる費用（同条第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

第21条から第24条までを次のように改める。

（宿泊費）

第21条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第2に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第22条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第17条から第20条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第23条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第2に定める額とする。

（渡航雑費）

第24条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

第25条から第27条までを削る。

第28条第2項中「第20条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第3項中「第20条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第25条とする。

第29条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条、第8条から第11条まで及び第17条から第20条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第12条及び第13条並びに第21条、第22条及び第24条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第29条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用した」を「町以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第28条 町長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、町長は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

附則第3項を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第12条、第14条関係）

内国旅行の旅費

宿泊費及び宿泊手当

宿泊費（1夜につき）		宿泊手当（1夜につき）
甲	乙	
13,000円	11,700円	1,600円

備考 この表中乙とは、固定宿泊施設に宿泊しない場合に支給する。

別表第2（第21条、第23条、第25条関係）

外国旅行の旅費

1 宿泊費及び宿泊手当

宿泊費（1夜につき）	宿泊手当（1夜につき）
14,600円	4,800円

2 死亡手当

死亡手当	460,000円
------	----------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の寒川町職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等

を発する旅行について適用し、施行日前に第2条の規定による改正前の寒川町職員の旅費に関する条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。

- 3 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(第1条関係)寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
～ 略 ～				～ 略 ～			
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）			
鉄道賃 船賃	宿泊料 （1夜につき）		食事料 — （1夜につ き）	鉄道賃 船賃	宿泊費 （1夜につき）		宿泊手 当 （1夜につ き）
	甲	乙			甲	乙	
（略）				（略）			
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
外国旅行の旅費				外国旅行の旅費			
1 鉄道賃、日当、宿泊料及び食事料				1 鉄道賃、宿泊費及び宿泊手当			
鉄道賃	日当 （1日に つき）	宿泊料 （1夜に つき）	食事料 （1夜に つき）	鉄道賃	宿泊費 （1夜につ き）	宿泊手当 （1夜につ き）	
最上級 運賃	4,700円	19,000 円	6,400円	最上級運賃	19,000円	6,400円	
備考 この表に掲げるもののほか、必要な旅費は、町職員の例により計算する。							
2 支度料				2 死亡手当			
旅行期間 1月未満	旅行期間 1月以上3月 未満	旅行期間 3月以上		死亡手当	580,000円		
78,000円	95,000円	112,000円					
3 死亡手当							
死 亡 手 当	580,000円						
～ 略 ～				～ 略 ～			

(第2条関係)寒川町職員の旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
(用語の意義)	(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 在勤地内旅行 寒川町区域内における旅行をいう。

(4) 在勤地以外の旅行 在勤地内以外の本邦内における旅行をいう。

(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については

その住所又は居所
）を離れて旅行することをいう。

(6) (略)

(加える)

2 (略)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2・3 (略)

(加える)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(削る)

(削る)

(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者、その委任を受けた者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。

(4) (略)

(5) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第4項において同じ。）を締結したものをいう。

2 (略)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 前3項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等) 第4条 旅行は、<u>任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者</u> (以下「<u>旅行命令権者</u>」という。)の 発する旅行命令等によつて行わなければ ならない。 2 (略) (<u>普通旅費の種類</u>) 第5条 <u>普通旅費の種類</u>は、鉄道賃、船 賃、航空賃、<u>車賃</u>、<u>日当</u>、<u>宿泊料及び</u> <u>食事料</u> とする。 2～4 (略) 5 <u>車賃</u>は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、<u>路程</u> に<u>応じ実費額</u>により支給する。 6 <u>日当</u>は、<u>外国旅行中の日数に応じ1日</u> <u>当たりの定額</u>により支給する。 7 <u>宿泊料</u>は、<u>旅行中の夜数に応じ1夜当</u> <u>当たりの定額</u>により支給する。 8 <u>食事料</u>は、<u>水路旅行及び航空旅行中の</u> <u>夜中に応じ、1夜当たりの定額</u>により支 給する。 (加える) (加える) (<u>特殊旅費</u>) 第5条の2 <u>特殊旅費の種類</u>は、<u>支度料、</u> <u>旅行雑費及び死亡手当</u>とする。 2 <u>支度料</u>は、<u>外国旅行について、定額</u>に より支給する。 3 <u>旅行雑費</u>は、<u>外国旅行に伴う雑費につ</u> <u>いて、実費額</u>により支給する。 4 <u>死亡手当</u>は、<u>第3条第2項第2号の規定</u> <u>に該当する場合において、定額</u>により 支給する。 (旅費の計算)	(旅行命令等) 第4条 旅行は、<u>旅行命令権者</u> の発 する旅行命令等によつて行わなければ ならない。 2 (略) (<u>旅費の種目</u>) 第5条 <u>旅費の種目</u>は、鉄道賃、船 賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊</u> <u>費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費</u> <u>及び死亡手当</u>とする。 2～4 (略) 5 <u>その他の交通費</u>は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、<u>実費額</u>により支給する。 6 <u>宿泊費</u>は、<u>第12条の額を上限とした実</u> <u>費額</u>により支給する。ただし、<u>宿泊に</u> <u>係る特別な事情がある場合として規則</u> <u>で定める場合は、同条の額を超えて当</u> <u>該宿泊に要する費用の額</u>を支給する。 7 <u>包括宿泊費</u>は、<u>第13条に規定する合計</u> <u>額</u>により支給する。 8 <u>宿泊手当</u>は、<u>宿泊した夜数に応じ1夜</u> <u>当たりの定額</u>により支給する。 9 <u>渡航雑費</u>は、<u>外国旅行に伴う雑費につ</u> <u>いて、実費額</u>により支給する。 10 <u>死亡手当</u>は、<u>第3条第2項第2号の規定</u> <u>に該当する場合において、定額</u>により 支給する。 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (旅費の計算)
--	---

第6条 旅費は _____

_____, 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第7条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のための現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第8条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びその以後の分を区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定 _____

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第14条まで及び第17条から第23条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定 _____

の請求書 _____

_____に必要な書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額 _____のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費 _____の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2・3 (略)

(加える)

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに前2項 _____に規定する期間は、町長が別に定める。

(加える)

(加える)

の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2・3 (略)

4 第1項の請求書又は書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）をもって提出することができる。

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項 _____に規定する期間は、町長が別に定める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、2等の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(4) 8級の職務にある者が第2号に規定する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする

掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

(削る)

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(削る)

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの

(削る)

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの

(削る)

3 第1項第4号に規定する特別車両料金は、神奈川県外への旅行で、片道150キロメートル以上の場合に限り支給する。

(削る)

4 第1項第5号に規定する座席指定料金は、片道100キロメートル以上の場合に限り支給する。

(削る)

(船賃)

(宿泊費)

第12条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第1に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(削る)

(1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合は、2等の運賃

(削る)

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(削る)

（航空賃）

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第14条 車賃の額は、バス、軌道等を利用した場合その乗車に要する実費額を支給する。

（宿泊料）

第15条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食料）

第16条 食料の額は、別表第1の定額による。

2 食料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

第17条 削除

（公用車による旅行の旅費）

第18条 公用車により旅行する場合は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、鉄道賃及び車賃は支給しない。

（在勤地内旅行の旅費）

第19条 在勤地内における旅行であつて、交通機関を利用する必要のある場合は、これに要する鉄道賃及び車賃の実費を支給する。

（遺族の旅費）

第20条 （略）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第1に定める額とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（遺族の旅費）

第15条 （略）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(外国旅行の旅費)

第16条 外国旅行について支給する旅費
(当該外国旅行中本邦を通過する場合
における本邦内の旅行について支給す
る旅費は除く。) については、この章
に規定するところによる。

(鉄道賃)

第17条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動
に要する費用とし、その額は、第8条第
1項各号に掲げる費用(同項第2号から
第6号までに掲げる費用は、同項第1号
に掲げる運賃に加えて別に支払うもの
であって、公務のため特に必要とする
ものに限る。) の額の合計額とする。

2 第8条第1項第1号に掲げる運賃の額の
上限は、運賃の等級が区分された鉄道
により移動する場合には、最上級(等
級が3以上に区分された鉄道により移動
する場合には、最上級の直近下位の
級)の運賃の額とする。

(船賃)

第18条 船賃は、船舶を利用する移動に
要する費用とし、その額は、第9条第1
項各号に掲げる費用(同項第2号から第
5号までに掲げる費用は、同項第1号に
掲げる運賃に加えて別に支払うもので
あって、公務のため特に必要とするも
のに限る。) の額の合計額とする。

2 第9条第1項第1号に掲げる運賃の額の
上限は、運賃の等級が区分された船舶
により移動する場合には、最上級(等
級が3以上に区分された船舶により移動
する場合にあつては、最上級の直近下
位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第19条 航空賃は、航空機を利用する移
動に要する費用とし、その額は、第10
条第1項各号に掲げる費用(同項第2号
及び同項第3号に掲げる費用は、同項第
1号に掲げる運賃に加えて別に支払うも
のであって、公務のため特に必要とす
るものに限る。) の額の合計額とす

(加える)

(加える)

(加える)

(本邦通過の場合の旅費)

第21条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当又は本邦に到着した日までの日当については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第22条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

る。

2 第10条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最上級（7級以下の職務にある者が移動する場合にあつては、最上級の直近下位の級）の運賃額とする。

(その他の交通費)

第20条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、第11条各号に掲げる費用（同条第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(宿泊費)

第21条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第2に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第22条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第17条から第20条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(4) 公務上の必要により別に急行料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金

(船賃)

第23条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、8級の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、7級以下の職務にある者については8級の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、8級の職務にある者については中級の運賃、7級以下の職務にある者については下級の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第24条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(削る)

(宿泊手当)

第23条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第2に定める額とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(渡航雑費)

第24条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税そ

	<u>の他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。</u> (削る)
(1) <u>運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 8級の職務にある者については、最上級の運賃</u> <u>イ 7級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</u> (2) <u>運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u>	(削る) (削る) (削る)
2 <u>車賃の額は、実費額による。</u> <u>(日当、宿泊料及び食事料)</u>	(削る) (削る)
第25条 <u>日当、宿泊料及び食事料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。</u>	(削る)
2 <u>第15条第2項及び第16条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食事料について準用する。</u> <u>(支度料)</u>	(削る) (削る)
第26条 <u>支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。</u>	(削る)
2 <u>外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の額にかかわらず、同項の規定による額から、この出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。</u> <u>(旅行雑費)</u>	(削る) (削る)
第27条 <u>旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</u> <u>(死亡手当)</u>	(削る) (死亡手当)
第28条 (略)	第25条 (略)
2 職員が第3条第2項第2号の規定に当該し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわ	2 職員が第3条第2項第2号の規定に当該し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわ

らず、第20条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

- 3 第20条第2項の規定は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(加える)

(加える)

(加える)

(旅費の調整)

第29条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 (略)

(加える)

(加える)

らず、第15条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

- 3 第15条第2項の規定は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条、第8条から第11条まで及び第17条から第20条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第12条及び第13条並びに第21条、第22条及び第24条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第27条 旅行命令権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他_____旅行における特別の事情により、又は_____旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 (略)

(旅費の返納)

第28条 町長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場

(加える)

(加える)

(準用規定)

第30条 (略)

(実施規定)

第31条 (略)

～略～

(制定附則)

附 則

1・2 (略)

3 内国旅行に係る鉄道賃の額について
は、任命権者が町長と協議して特例を
定める内国旅行のため支給するものを
除き、当分の間、第11条第1項第4号の
規定は適用しない。

別表第1(第15条、第16条、第18条、第19
条関係)

内国旅行の旅費

宿泊料及び食事料

<u>宿泊料(1夜につき)</u>		<u>食事料</u> <u>(1夜につ</u> <u>き)</u>
<u>甲</u>	<u>乙</u>	
<u>13,000円</u>	<u>11,700円</u>	<u>1,600円</u>

備考 この表中乙とは、固定宿泊施設
に宿泊しない場合に支給する。

別表第2(第25条、第26条、第28条関係)

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食事料

<u>日当</u>	<u>宿泊料</u>	<u>食事料</u>

合には、当該旅費又は当該金額を返納
させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づ
く規則の規定に違反して旅費の支給を
受けた場合には、町長は、前項に規定
する返納に代えて、当該支出命令者等
がその後においてその者に対し支出
し、又は支払う給与又は旅費の額か
ら、当該旅費に相当する金額を差し引
くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で
定める。

(準用規定)

第29条 (略)

(実施規定)

第30条 (略)

～略～

(制定附則)

附 則

1・2 (略)

(削る)

別表第1(第12条、第14条関係)

内国旅行の旅費

宿泊費及び宿泊手当

<u>宿泊費(1夜につき)</u>		<u>宿泊手当</u> <u>(1夜につ</u> <u>き)</u>
<u>甲</u>	<u>乙</u>	
<u>13,000円</u>	<u>11,700円</u>	<u>1,600円</u>

備考 この表中乙とは、固定宿泊施設
に宿泊しない場合に支給する。

別表第2(第21条、第23条、第25条関係)

外国旅行の旅費

1 宿泊費及び宿泊手当

<u>宿泊費(1夜につ</u>	<u>宿泊手当(1夜につ</u>

(1日につき)	(1夜につき)	(1夜につき)	き)	き)
3,500円	14,600円	4,800円	14,600円	4,800円
2 支度料			2 死亡手当	
旅行期間 1月未満	旅行期間 1月以上3月 未満	旅行期間 3月以上	死亡手当	460,000円
70,000円	85,000円	100,000円		
3 死亡手当				
死亡手当		460,000円		

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 第2条の規定による改正後の寒川町職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第2条の規定による改正前の寒川町職員の旅費に関する条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。 3 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。